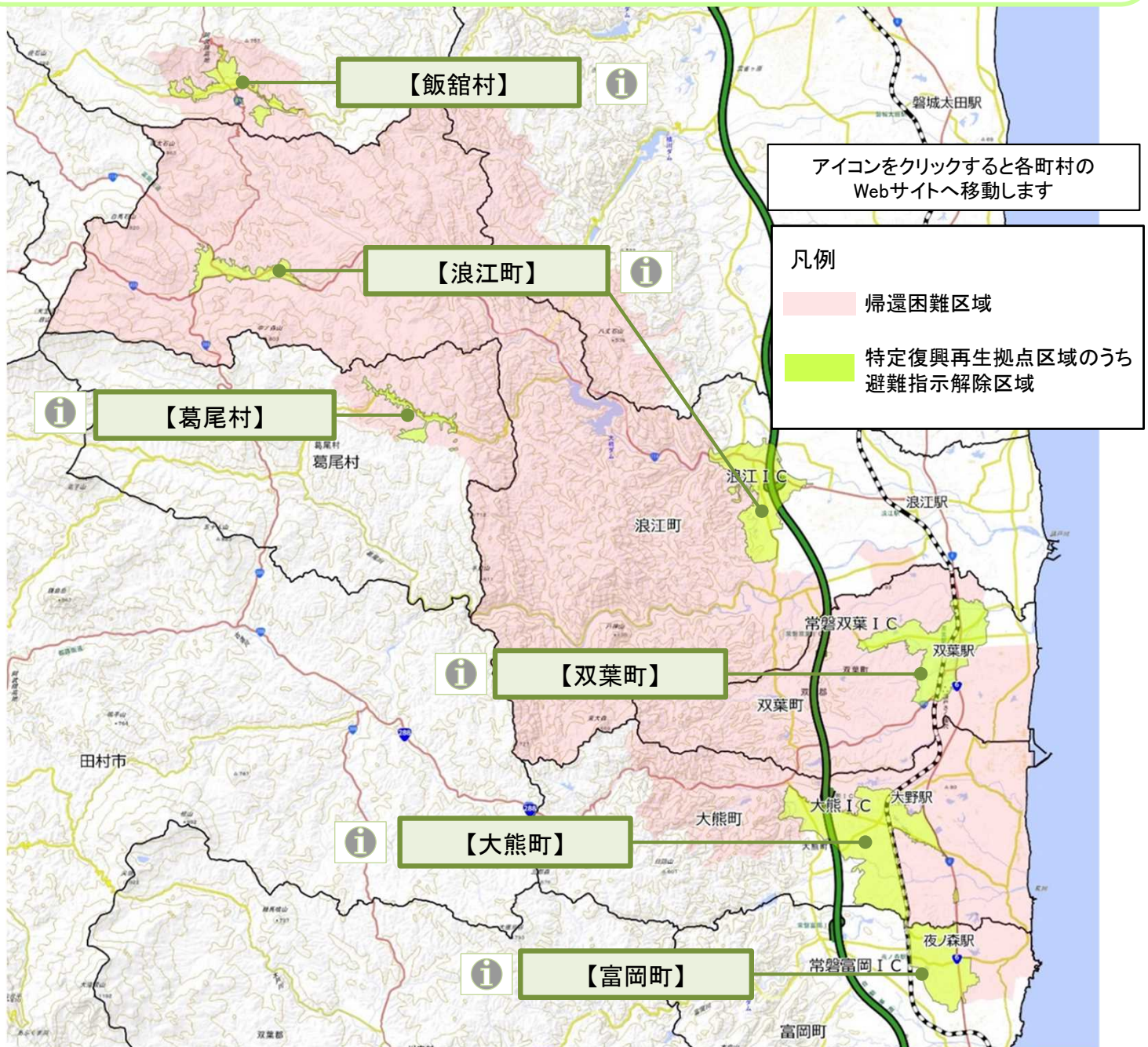


特定復興再生拠点区域整備の進捗状況

概要

- 「特定復興再生拠点区域」は、帰還困難区域内に定められた、避難指示解除を目指し、除染や家屋解体などの環境再生事業をインフラ整備と一体的に進めていく区域です。
- 市町村長は、特定復興再生拠点区域の設定及び同区域における環境整備（除染やインフラ等の整備）に関する計画を作成し、同計画を内閣総理大臣が認定します。復興再生に向けて計画を推進しているところです（計画認定から5年を目途に避難指示解除を目指すこととなっています）。
- これまでに、以下6町村の計画が認定され、全ての町村※において家屋等の解体・除染等を実施し、令和5年5月1日までに避難指示が解除されました。

※富岡町の点・線拠点については、別途協議のうえ避難指示が解除される見通し



- ・ 特定復興再生拠点区域における除染工事の進捗は9割を超えており、概ね実施済みですが、引き続き進捗率の向上に取り組んでいく予定です。

町 村 名	認定日	着工日	避難指示 解除日	除染進捗 (引き続き進捗率の 向上を図る予定)
双葉町	2017. 9.15	2017.12.25	2022.8.30	概ね実施済み
大熊町	2017.11.10	2018. 3. 9	2022.6.30	概ね実施済み
浪江町	2017.12.22	2018. 5.30	2023.3.31	概ね実施済み
富岡町	2018. 3. 9	2018. 7. 6	2023.4.1※	概ね実施済み
飯舘村	2018. 4.20	2018. 9.28	2023.5.1	概ね実施済み
葛尾村	2018. 5.11	2018.11.20	2022.6.12	概ね実施済み

※ 点・線拠点については、別途協議のうえ避難指示が解除される見通し